

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>3 運用型信託会社 3-1 (略)</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 申請者より、法第4条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第5条第2項第10号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略) (注)「信託業務に関する知識」とは、信託業を営む上で必要となる信託業務全般の基礎的な知識のことをいい、例えば、信託の仕組み、信託法、信託業法のほか、<u>金融商品の販売等に関する法律、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律</u>、個人情報保護に関する法律など信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務(既存の信託商品の内容、信託の税制等)についての基礎知識が考えられる。</p> <p>また、「信託関係法令に関する知識」とは、当該知識を習得した者が主に法令等遵守部門に配置されることを前提とした信託関係法令についての専門的な知識のことをいい、例</p>	<p>3 運用型信託会社 3-1 (略)</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 申請者より、法第4条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第5条第2項第10号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略) (注)「信託業務に関する知識」とは、信託業を営む上で必要となる信託業務全般の基礎的な知識のことをいい、例えば、信託の仕組み、信託法、信託業法のほか、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)</u>、個人情報保護に関する法律など信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務(既存の信託商品の内容、信託の税制等)についての基礎知識が考えられる。</p> <p>また、「信託関係法令に関する知識」とは、当該知識を習得した者が主に法令等遵守部門に配置されることを前提とした信託関係法令についての専門的な知識のことをいい、例</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>例えば、信託法、信託業法その他関係法令（民法、刑法等の基本法の関連部分を含む。）についての（過去の重要判例等も含めた）専門的知識が考えられる。</p> <p>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務の経験を示す履歴書や信託業務・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</p> <p>② （略）</p> <p>(10) （略）</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ <u>金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）による本人確認及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）による疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>例えば、信託法、信託業法その他関係法令（民法、刑法等の基本法の関連部分を含む。）についての（過去の重要判例等も含めた）専門的知識が考えられる。</p> <p>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務の経験を示す履歴書や信託業務・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</p> <p>② （略）</p> <p>(10) （略）</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ <u>犯収法による本人確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>ロ・ハ （略）</p>